

日医発第868号（保169）
平成22年12月10日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原中勝征

検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成22年11月30日付保医発1130第4号で厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知があり、平成22年12月1日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌2月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平22. 11. 30 保医発1130第4号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）



保医発1130第4号
平成22年11月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成22年12月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D012中(41)を(42)とし、(30)から(40)までを(31)から(41)までとし、(29)の次に次のように加える。
 - (30) 肺炎球菌細胞壁抗原（定性）
 - ア 肺炎球菌細胞壁抗原（定性）は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。
 - イ 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合に算定する。
 - ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)別添1第2章第3部中

改正後	現行
<p>D012 感染症免疫学的検査 (1)~(29) (略)</p> <p><u>(30) 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)</u></p> <p><u>ア 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合に算定する。</u></p> <p><u>ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</u></p> <p>(31)~(42) (略)</p>	<p>D012 感染症免疫学的検査 (1)~(29) (略)</p> <p>(30)~(41) (略)</p>

新たに保険適用が認められた検査

平成22年11月30日 保医発1130第4号（平成22年12月1日適用）

1. 肺炎球菌細胞壁抗原（定性） （イムノクロマト法）	「D012 感染症免疫学的検査」の 「23 尿中肺炎球菌莢膜抗原」に準 じて算定する。	210点
※平成22年3月5日保医発0305第1号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D012 感染症免疫学的検査」を右のように改める。	D012 感染症免疫学的検査 (1)～(29) (略) <u>(30) 肺炎球菌細胞壁抗原（定性）</u> ア <u>肺炎球菌細胞壁抗原（定性）は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。</u> イ <u>喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合に算定する。</u> ウ <u>尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</u> (31)～(42) (略) ※ 下線部追加等	

（日本医師会保険医療課）